



益城町復興計画に基づく復興に寄与する住宅（新住宅エリア）の構想基本方針

1 新住宅エリア整備の目的

益城町では、「益城町復興計画」に基づき、県道熊本高森線拡幅整備事業や木山復興土地区画整理事業などの、復興事業を進めていきますが、これらの事業の推進に伴い、現在よりも住宅地の面積が減少していくこととなります。

よって復興事業により移転を余儀なくされる方々が継続して本町に住み続けられ、安心して生活再建を進めていただけるよう、移転先となる住宅地等（以下「新住宅エリア」）の整備が必要と考えています。

新住宅エリアでは、民間企業と協力しながら「復興に寄与する住宅地の整備」、「居住者の利便性・快適性を確保する施設等の整備」、「居住者の安全を確保する施設等の整備」を地区計画を策定し一体的かつ計画的に実施していきます。

2 新住宅エリア整備の基本的な考え方

① 整備候補地

整備候補地は、市街化区域北部縁辺部を予定しています。

この地域の中でも従来の居住地の近くで生活再建を行えるよう、複数箇所にて整備を行っていきます。

地区計画ゾーニング図



② 整備内容・導入機能

生活再建を促進するエリアとして、下記のような整備（地区計画）を、民間企業と協力しながら行っていきます。

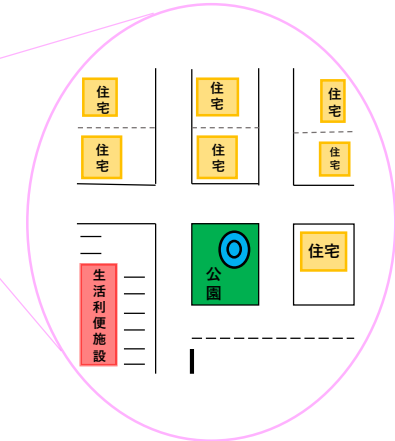
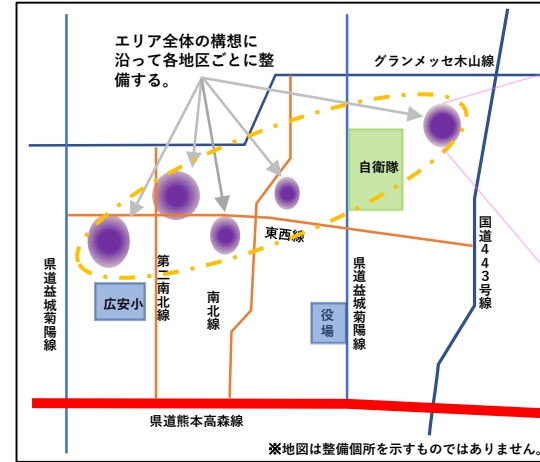
- 復興に寄与する住宅地の整備
- 居住者の利便性・快適性を確保する施設の整備（生活利便施設や公園）
- 居住者の安全を確保する施設等（防災機能を有した避難地）



3 整備の進め方

新住宅エリアの整備については、民間企業を施行主体とし、複数の地区において実施していく予定です。一定規模以上の一団の土地（5,000㎡以上）の合意が得られた地区より事業に着手する（地区計画制度）ことを基本としますが、状況に応じ、整備の順序を変更していくことも想定しています。

新住宅エリア整備イメージ図



皆さまの一日も早い生活再建に向けて、新住宅エリアの整備にあたっては、民間活力を十分に活用し造成・分譲を進めていきます。

なお、今回計画している新住宅エリアは、市街化調整区域の農地に位置していますので、整備を進めていくためには、各種法令（都市計画法等）に沿った手続きが必要となります。（一切の手続きについては関係機関と協議のうえ、見直しを進めています。）

整備の流れ

